平成２２年（フ）第８６４号
京都市東山区渋谷通東大路東入３丁目上馬町529番地
債務者　若田　圭子
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第８８２号
京都市北区大宮中林町54番地の１　フォルム北山210号
債務者　舌　　靖史
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１０８５号
京都府久世郡久御山町田井荒見55、住民票上の住所京都市伏見区桃山町大津町２番地　エルポート桃山609号
債務者　西﨑　浩平
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１１３３号
京都市伏見区向島四ツ谷池14番地の１　向島市営住宅５－４棟414号
債務者　齊藤　義夫
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１１９６号
京都府城陽市寺田今橋72番地の１　コートハウス・テラードＣ－５
債務者　江守さやか（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１２０４号
京都市伏見区醍醐下山口町４番地７　コーポ岩渕505号、住民票上の住所京都府宇治市伊勢田町新中ノ荒34番地の３
債務者　武田　　聡
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１２２８号
京都市山科区小山谷田町43番地　ハピネス・マイ202号室
債務者　谷口　宏子
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１２５９号
京都市右京区西京極畔勝町54番地の１　西京極ガーデンハイツ706号
債務者　近藤　典子
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１２７５号
京都府京田辺市興戸川原谷111番地の５
債務者　永田　勝彦
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１３０２号
京都市伏見区久我石原町９番地230
債務者　鳥潟紗稚枝
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１３２３号
京都府宇治市天神台２丁目１番地の96
債務者　若木　和美
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１４５０号
京都市山科区大宅古海道町９番地１　ＳＩＴＥ　ＷＨＴ203号
債務者　大森　充佳
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第７９号
福岡県みやま市高田町飯江178番地１
債務者　松尾　夏樹
1　決定年月日時　平成22年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月３日まで　福岡地方裁判所大牟田支部

平成２２年（フ）第８３号
福岡県大牟田市片平町146番地２　山本アパート３号
債務者　甲斐　清已
1　決定年月日時　平成22年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月３日まで　福岡地方裁判所大牟田支部

平成２２年（フ）第８７号
福岡県大牟田市大字岬2053番地１　黒崎県営住宅17棟34号
債務者　加藤　周子
1　決定年月日時　平成22年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月３日まで　福岡地方裁判所大牟田支部

平成２２年（フ）第１３３号
茨城県稲敷市高田2907番地　中央ユアハウス１号棟、申立時の住所茨城県稲敷市沼田2717番地15　ヴィラフローラ101号室
債務者　櫻田　　恵
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第１７０号
茨城県取手市井野団地１番15―106号
債務者　結城　　仁
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係